



フレッシュ生衛信州 令和5年9月号

生活衛生業は暮らしに不可欠なサービスを提供しています

生活衛生業（生衛業）とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（略称：生衛法）で規定する理容業、美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、飲食業、公衆浴場業、興行場、食肉販売業など18業種の総称です。

生活衛生業は、不特定多数の地域住民が利用することから、利用者の感染症の感染経路とならないよう法律で各種の衛生規制が行われています。生活衛生業は、お客様の視点に立った「安心・安全なお店づくり」に取り組んでいます。

生活衛生業のお店は、「衛生水準の向上」と「利用者利益の擁護」を図ることが求められています。日々、営業に先立ち、「衛生管理自主点検票」や「業種別ガイドライン」を踏まえ衛生管理を徹底しています。

生活衛生業は、訪問理容・訪問美容等の要介護者等に対する在宅生活支援サービスの提供、外出支援サービスの提供など、地域の住みやすさ、街づくりにも貢献しています。

インターンシップ事業を行いました

生衛組合では、生衛業界の後継者の育成などを目的に、小中学校や高校生を対象に、インターンシップ事業を行っています。

7月29日、長野県理容生衛組合が、長野県理容会館（松本市）で理容の体験学習を開催しました。当日は県内各地から、中学生4名、高校生2名が参加されました。

オリエンテーションでは、理容業の仕事の内容や注意点。接客の基本などについて説明がありました。そのあと、カット、ワインディング、アップスタイル（編み込み）、カラーリング、シェービングなどを実際に体験してもらいました。

生徒の皆さんは、最初はぎこちなさもありましたが、雰囲気慣れていくうちに楽しく熱心に取り組まれていました。

若手の理容師から仕事の魅力や体験談などを聞き、理容の仕事に一層関心を深められた様子でした。



「生活衛生同業組合意見交換会」を開催しました

8月30日、長野市のホテル国際21で、各組合の理事長らが出席して生活衛生同業組合意見交換会を開催しました。最初のテーマは「衛生水準の確保・向上事業について」。11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」の取組は、今年10年目の節目を迎えます。この取組を中心に意見交換を行い、各組合から提出された衛生水準の確保・向上事業行動計画が承認されました。

2番目のテーマは、「生衛組合の活性化等について」。

県食品・生活衛生課からは、旅館業法等の一部を改正する法律の概要について説明がありました。生活衛生営業の事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとされました。日本政策金融公庫長野支店の宮川国民生活事業統轄からは、コロナ関連貸付の融資後の状況や、創業支援などについて説明をいただきました。

指導センターからは、業種別の経営取組事例や、組合員が純増となった全国の組合における活動内容などを紹介。

その後、物価高騰などによる経営環境の厳しさや、組合加入を進める上での課題などについて活発な意見交換が行われました。各組合から、県や公庫に具体的な要望なども伝え、有意義な意見交換会になりました。



「Sマーク」は安全・安心のしるしです！

Sマーク（標準営業約款制度）は、消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度にもとづいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭や店内に「Sマーク」を掲げており、安心と安全を約束する「信頼のできるお店」といえます。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety	安全であること
Standard	安心であること
Sanitation	清潔であること

未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター
電話：026-235-3612



センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 実施期間

令和5年12月28日まで（平日 10:00~16:30）

3 申込方法

[「無料相談申込書」](#)（4月号最終ページに掲載）をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和5年9月の行事予定

クリーニング師研修・業務従事者講習

9月29日（金） 10:00~ 松本市勤労者福祉センター（松本市）

（伊那・小諸・長野会場は10月に実施）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp